

岐阜県 地下横断歩道長寿命化修繕計画



令和7年8月

岐阜県県土整備部 道路維持課

目 次

1. 地下横断歩道の管理状況	1
1.1 地下横断歩道の施設数.....	1
1.2 地下横断歩道の建設年代.....	1
1.3 現状の課題	1
2. 維持管理の基本的な考え方	2
2.1 目的	2
2.2 点検方法・点検頻度.....	2
2.3 費用の縮減	3
3. 計画期間	3
3.1 計画期間	3
3.2 年間所要額	3
4. 対策の優先順位	3
5. 地下横断歩道の状態	3
5.1 点検結果	3
5.2 劣化の状況	4
6. 対策内容と実施時期	4

1. 地下横断歩道の管理状況

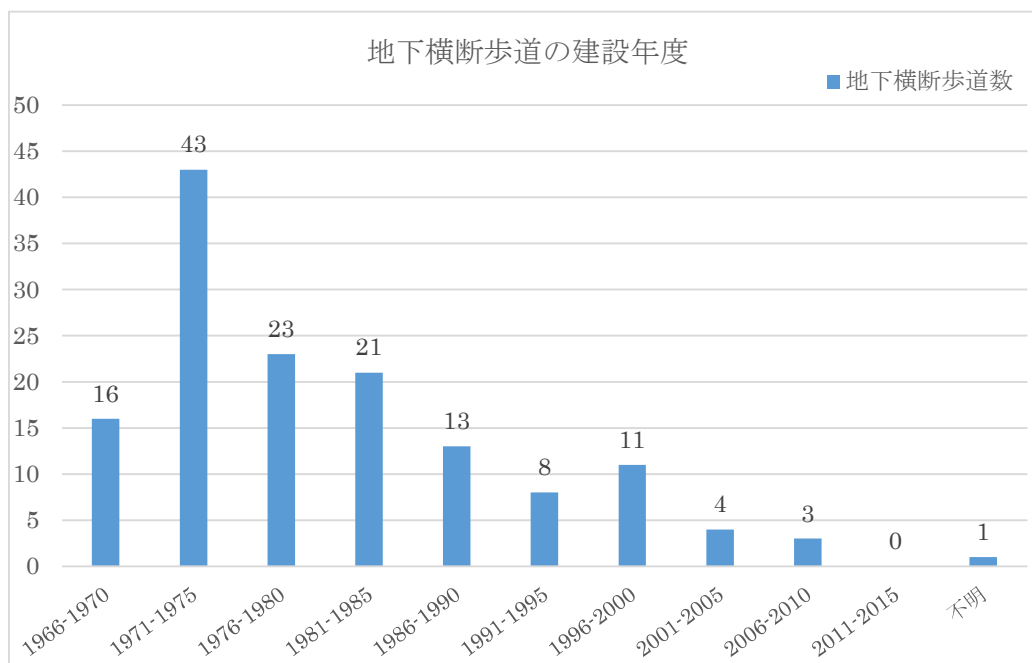
1.1 地下横断歩道の施設数

岐阜県では、2025 年 3 月 31 日現在、143 箇所地下横断歩道を管理しています。そのうち、134 箇所が令和 4 年 7 月 29 日に緊急一時避難施設に指定されており、施設の重要度が高まっています。

※緊急一時避難施設とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、弾道ミサイル攻撃等による爆風などから被害を軽減するための一時的な避難施設として指定されるもの

1.2 地下横断歩道の建設年代

2025 年 3 月 31 日現在、岐阜県が管理する地下横断歩道は、1971 年（昭和 46 年）～1985 年（昭和 60 年）に集中的に建設されました。



1.3 現状の課題

2025 年 3 月 31 日現在、県内にある地下横断歩道 143 箇所のうち、建設後 50 年以上経過した地下横断歩道の割合は、現在 41%であり、10 年後の 2035 年では約 72%となり飛躍的に増加します。

現在でも既に損傷が進行している地下横断歩道が見られるため、今後、早期に対策を行わない場合、修繕費が膨らむことや、修繕時期が集中することが予想されることから、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが重要となっています。

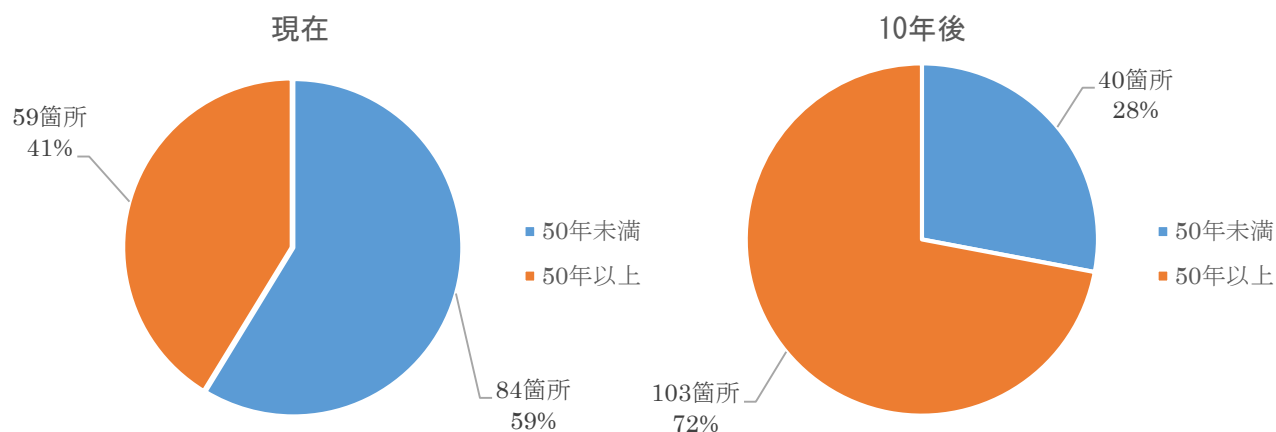


表-1 建設後 50 年以上経過した地下横断歩道

2. 維持管理の基本的な考え方

2.1 目的

通行の安全性を確保し事故や災害のリスクを低減させ、あわせて中長期的な維持管理コストを抑制や予算の平準化させた維持管理を推進するため、地下横断歩道の修繕計画を策定します。

修繕計画に基づき適切な対策を行うことにより、通行者の安全性を確保するとともに、ライフサイクルコストの最適化を目指します。

2.2 点検方法・点検頻度

日常の道路パトロールによる車上目視に加え、「岐阜県地下横断歩道点検マニュアル」に基づき 5 年に 1 回の頻度で定期点検を行い、各部材の劣化や損傷状況等を早期にまた経時的に把握していきます。点検においては、箇所毎に「健全性の診断区分」について評価を行います。

点検項目	対象・目的	頻度	点検方法	点検体制
日常パトロール	地下構造物の異常や損傷を早期に発見し、機能維持を図る	通常道路パトロールによる頻度	車上目視	道路パトロール等
定期点検	沿道や第三者への被害の防止を図る	1 回/5 年	近接目視打音検査	専門技術者

表-2 地下横断歩道の点検頻度

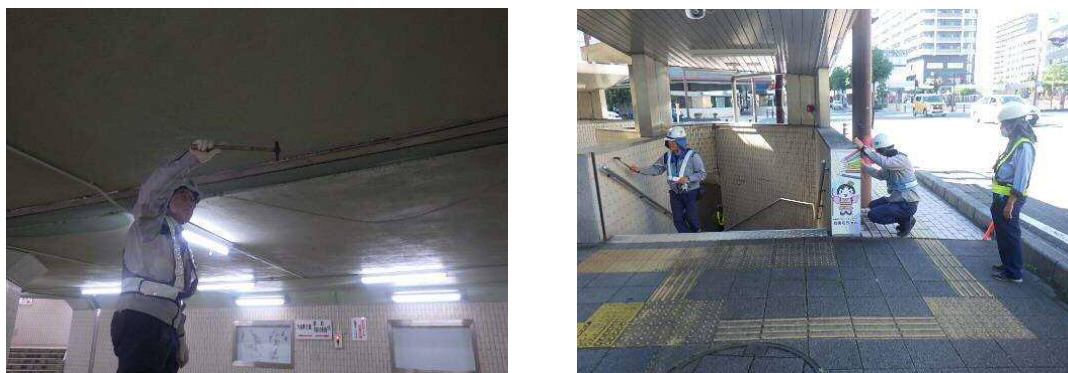


写真-1 点検状況

2.3 費用の縮減

施設の損傷状況や第三者被害の可能性を考慮した優先度に基づき、予防保全的な対策を行うことでコスト縮減並びに対策に必要な予算の平準化を図ります。

3. 計画期間

3.1 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は、15年とします。

3.2 年間所要額

定期点検費で約3百万円、補修費で約17百万円必要となります。

4. 対策の優先順位

対策は、第三者被害の可能性、損傷状況、通行量、通学路の有無等を考慮し優先順位を決定します。

5. 地下横断歩道の状態

5.1 点検結果

令和5年度から令和6年度に点検した地下横断歩道28箇所の結果は以下のとおりです。

	I	II	III	IV	計
令和5年度	0	5	5	0	10
令和6年度	0	16	2	0	18
計	0	21	7	0	28

表-3 年度別点検結果

＜判定区分について＞

判定区分Ⅰ（健全）・・・・・・・・ 構造物の機能に支障が生じていない状態

判定区分Ⅱ（予防保全段階）・・・構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態

判定区分Ⅲ（早期措置段階）・・・構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態

判定区分Ⅳ（緊急措置段階）・・・構造物の機能に支障が生じている又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

5.2 劣化の状況

地下横断歩道の劣化は、主に側壁等のひび割れ、タイルのうき・はく離、上屋の腐食、鉄筋露出などが見られます。その他、一部の地下道では路上の段差や継ぎ目からの漏水が見られました。

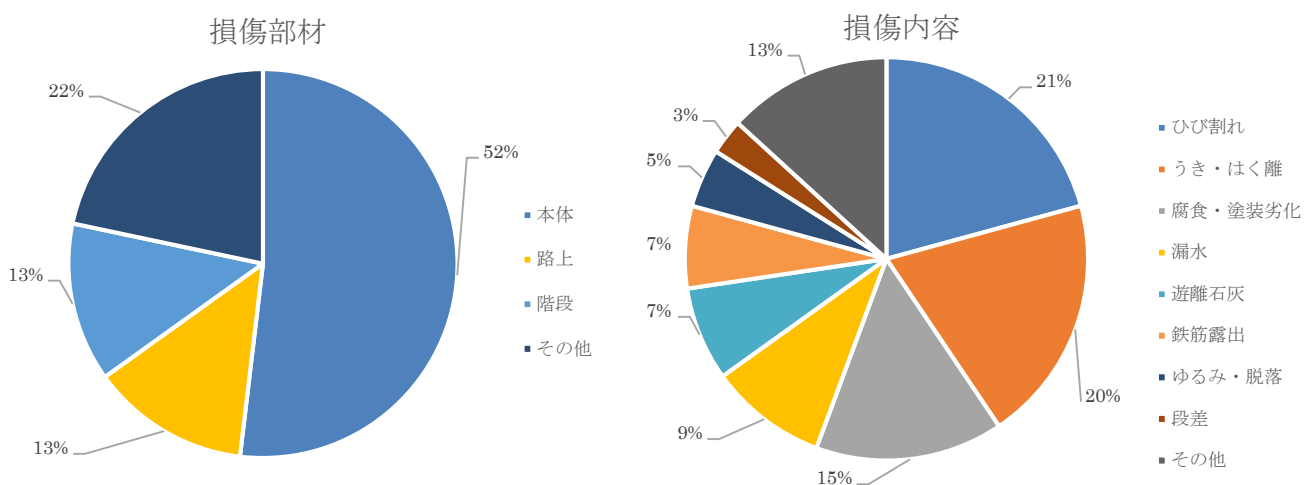


表-4 損傷部材およびその内容

・ ひび割れ（頂版の側壁）



・ うき・はく離（タイル）



・ 腐食（上屋）



・ 鉄筋露出（上屋）



写真-2 損傷状況

6. 対策内容と実施時期

点検時に、第三者被害の可能性がある危険個所が確認された場合は、その場で除去するなどの応急措置を実施し、可能な限り原因除去に努めるとともに、その場での対応が困難なのは別途、対策を実施します。判定Ⅲ（早期措置段階）とされた施設については、早期に修繕を行い健全性の回復に努めます。